

デジタル空間における 情報流通の健全性の確保と 地方自治・行政への含意

2025.1.28

東京大学大学院法学政治学研究科教授

穴戸 常寿

目次

- 検討の背景と進め方
- 状況認識、基本理念について
- 制度的対応について
- 検討会後の議論状況について
- 地方自治・行政にとっての含意

検討の背景と進め方

デジタル空間における規律の現状

- ハードロー

- フィジカル空間の一般法的規律：民法、刑法、会社法、競争法、著作権法、公職選挙法、消費者保護法…
- 情報・データに関する規律：個人情報保護法
- 情報流通の担い手に関する規律：放送法、電気通信事業法
- インターネットに関する特別法：旧プロバイダ責任制限法、青少年ネット環境整備法
- PF規律：PF取引透明化法、PF消費者保護法、情報流通PF対処法、スマホソフトウェア競争促進法

インターネット
の拡大により個
別的見直し

デジタル社会の
基本的規律へ

問題ごとの対処

一般法から直接
にPF対処へ

- ソフトロー

- 各企業の約款、業界団体のガイドライン
- 規格、標準
- 政府のガイドライン
- グローバルな自主ルール

日本的な規律

違法な情報

権利侵害情報

〇〇はヤブ医者である(名誉毀損)
海賊版サイト(著作権侵害)

その他の違法情報

児童ポルノ・わいせつ物
麻薬・危険ドラッグの広告

違法ではないが有害な情報

公序良俗に反する情報

死体画像(人の尊厳を害する情報)
自殺を誘引する書き込み

青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト
暴力的な表現

国による制度整備

プロバイダ責任制限法

- 権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、プロバイダの損害賠償責任の免責要件を規定
- 権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する発信者の情報の開示を請求できる権利を規定

事業者団体による自主的取組

契約約款モデル条項

- 誹謗中傷の書き込み等を**禁止事項**とし、これに反する場合の**削除等**を規定する利用者との約款のモデルを提示

関係ガイドライン

- 具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

相談への対応

違法・有害情報相談センターの設置・運営

- インターネット上に流通した違法・有害情報による被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス

総務省プラットフォームサービス研究会 (2018年～2024年)

- 中間報告書（2019年4月）：電気通信事業法の通信の秘密を海外DPFにも適用すべき→電気通信事業法改正（2019年）
- 最終報告書（2020年2月）：偽情報対策について民間の自主的取組を尊重、透明性・アカウンタビリティの確保→Disinformation対策フォーラム
- インターネット上の誹謗中傷への対応のあり方についての緊急提言（2020年7月）：DPFによる削除対応の強化を求める→プロバイダ責任制限法改正
- 中間取りまとめ（2021年9月）：クッキー等の利用者情報の保護→外部送信規律に関する電気通信事業法改正（2022年）
- 第2次取りまとめ（2022年7月）：誹謗中傷対策について透明性確保等の制度整備、偽情報についてモニタリングの仕組み
- 誹謗中傷等の違法・有害情報対策WG
- 偽情報対策に関するヒアリング
- 利用者情報取扱いに関するモニタリング
- 第3次取りまとめ（2024年1月）→情報流通プラットフォーム対処法（2024年）

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し、**

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者※¹に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない一定規模以上等の者。

① **対応の迅速化**（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② **運用状況の透明化**

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**※²の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日

公布の日（令和6年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

- **「プラットフォームサービスに関する研究会」**（座長：宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授）では、誹謗中傷や偽情報を含む違法・有害情報への対応等について議論。
- **第二次とりまとめ（2022年8月）**において、インターネット上の偽情報対策として、プラットフォーム事業者をはじめ、幅広い関係者による自主的な対応の総合的な推進を提言。

1 自主的スキームの尊重

- ・民間による自主的な取組を基本とした対策を進めていくとともに、総務省はモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要

2 我が国における実態の把握

- ・我が国における偽情報の流通状況が明らかになっているとは言えないことから、プラットフォーム事業者は、自らのサービス上で生じている我が国における偽情報の問題について適切に実態把握を行い、研究者が分析を行うために必要な情報の無償で情報提供が行われることが望ましい

3 多様なステークホルダーによる協力関係の構築

- ・「Disinformation対策フォーラム」「Innovation Nippon」等の産学官民の連携の場において継続的に議論・研究が行われることが望ましい

4 プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保

- ・プラットフォーム事業者は、リスク分析・評価に基づき、偽情報へのポリシーの設定とそれに基づく運用を適切に行い、それらの取組に関する透明性・アカウントビリティ確保を進めていくことが求められる
- ・総務省は、これらの取組に関するモニタリングと検証評価を継続的に行っていくことが必要。どのような方法や情報により偽情報への適切な対応が図られているかどうかを評価することが可能かについて引き続き検討が必要

5 利用者情報を活用した情報配信への対応

- ・広告の種類・対応に応じてリスクや問題の差異を分析したうえで、特に、偽情報を内容とする広告の配信やターゲティング技術の適用については、そのリスクを踏まえ、より注意深い対応と、それに伴う透明性・アカウントビリティ確保が求められる

6 ファクトチェックの推進

- ・プラットフォーム事業者・ファクトチェッカー・ファクトチェック推進団体・既存メディア等が連携したさらなる取組が期待される
- ・「Disinformation対策フォーラム」報告書を踏まえた1ファクトチェックを持続的かつ総合的に行う主体についての具体的検討が進められることが望ましい
- ・我が国におけるファクトチェック結果を積み重ねて分析を行うことにより、偽情報の傾向分析やそれを踏まえた対策の検討が行われることが望ましい

7 情報発信者側における信頼性確保方策の検討

- ・現代のメディア環境に対応した情報の信頼性の確保の在り方について、既存メディア・ネットメディア・プラットフォーム事業者など関係者の間で検討を深めていくことが望ましい
- ・ミドルメディアを中心とした偽情報の生成・拡散・流通メカニズムに関する実態把握と分析も踏まえ、検討を深めていくことが望ましい

8 ICTリテラシー向上の推進

- ・偽情報の特徴を踏まえながら引き続き、総務省が開発した啓発教育教材を活用することを含め、ICTリテラシー向上施策が効果的となるよう取り組むことが必要

9 研究開発の推進

- ・ディープフェイク等に対抗するための研究開発や事業者の対応が進められることが望ましい

10 国際的な対話の深化

- ・偽情報に関する政策について国際的な対話の深化を深めていくことが望ましい

【出典】プラットフォームサービスに関する研究会「第二次とりまとめ」（2022年8月） 3

- 2023年に実施された「プラットフォームサービスに関する研究会」におけるモニタリング・検証評価では、プラットフォーム事業者による偽情報への対応について、以下のとおり評価を整理。
 - 一部で進展が見られるものの、取組状況及び透明性・アカウントビリティ確保の進展は限定的*。
 - 多様なステークホルダーによる協力関係の構築、ファクトチェック推進等に関しては、まだ十分とは言えないものの、我が国においても取組が進められつつある。

*「Twitter（当時）からは、研究会に出席し発表が行われたものの、ヒアリングシート及び説明資料の提出がなく、透明性・アカウントビリティ確保の取組について後退があった」と評価。

【プラットフォーム事業者による透明性・アカウントビリティ確保の状況】

【前ページ 2.関係】 我が国における実態の把握	・前回ヒアリング（2022年）に引き続き、すべての事業者において、 <u>我が国における偽情報の実態把握及び結果の分析・公開は未実施</u> 。
【3.関係】 多様なステークホルダーによる協力関係の構築	・「 <u>Disinformation対策フォーラム</u> 」での議論や同フォーラムの報告書を受けて創設された日本ファクトチェックセンターを通じた協力関係の構築、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）における偽情報対策に係る行動規範策定の議論など、一定の進展がみられる。
【4.関係】 プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保	・すでにプラットフォーム事業者では、偽情報等の不適切な情報への措置を講じる必要性が認識され、 <u>あらかじめ対応方針や基準となるポリシーを自主的に設定</u> し、投稿の削除やアカウントの停止等を行っている。 ・ <u>プラットフォーム事業者による偽情報の削除等に関する透明性・アカウントビリティ確保</u> の取組の進捗は、前回ヒアリングに引き続いて、 <u>限定的</u> であるものの、新たに公表する項目があるなど <u>一部進展</u> もあった。
【5.関係】 利用者情報を活用した情報配信への対応	・前回ヒアリングに引き続き、すべての事業者において、 <u>偽情報に関する広告や政治広告</u> について、広告配信先の制限や、広告内容に関する何らかの制限を規定するなど、 <u>一定の対応</u> を実施。
【6.関係】 ファクトチェックの推進	・ <u>日本ファクトチェックセンターの設立にあたり、ヤフー及びGoogleが、一般社団法人セーフアーインターネット協会への資金提供等を通じて寄与</u> 。日本で活動する複数のファクトチェック団体が <u>IFCNに加盟</u> 。 ・LINE及びMetaにおいても、国際ファクトチェックネットワーク(IFCN)加盟のファクトチェッカーとの連携を推進。
【7.関係】 ICTリテラシー向上の推進	・前回ヒアリングに引き続き、すべての事業者において、偽情報の問題に対応した <u>リテラシー教育に関する取組</u> が実施されている。
【8.関係】 研究開発の推進	・すべての事業者において <u>AI技術に関する研究開発</u> が行われている。また、Google及びMetaにおいては、「ディープフェイク」対策の研究開発も実施されている。
【9.関係】 情報発信者側における信頼性確保方策の検討	・前回ヒアリングに引き続き、いずれの事業者も、 <u>公共性の高い情報等をユーザの目に入りやすい位置に優先的に配置</u> する等の取組を行っている。

1. 検討事項

- ① **デジタル空間を活用したサービスの普及・情報通信技術の進展等の状況**：(例) 生成AI、メタバースなど
- ② **新たな課題と各ステークホルダーによる対応状況**：
(例) 生成AI等による巧妙な偽・誤情報の生成や拡散に伴う社会的な影響の深刻化、メタバースにおけるデータの取得・利用に係る対応の重要性、国境を越えた情報・データ流通の広域化や迅速化に伴う国際的な協調の必要性など
- ③ **今後の対応に当たっての基本的な考え方**：
(例) 基本理念：信頼性のある自由な情報流通、表現の自由、知る権利、青少年を含む利用者保護、デジタルシティズンシップなど
各ステークホルダーの役割：デジタルプラットフォーム事業者、生成AI事業者、仮想空間関係事業者、通信・放送事業者、利用者など
- ④ **デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた具体的な方策**：
(例) 多様なステークホルダーによる協力関係の構築、ファクトチェックの推進、幅広い世代に対するリテラシーの向上、情報発信者側を含む自主的取組の推進、研究開発の推進、国際的な対話の深化、生成AI・メタバース関連事項など

3. スケジュール

- 令和5年11月7日に第1回会合を開催し、ヒアリング・論点整理等を経て、**令和6年9月10日にとりまとめを公表**

2. 構成員

※法律(憲法・メディア・情報)、技術、データ分析、認知科学・心理学、ジャーナリズム、プライバシー、サイバーセキュリティ、消費者保護等の専門家。以下、座長・座長代理以外は、50音順。

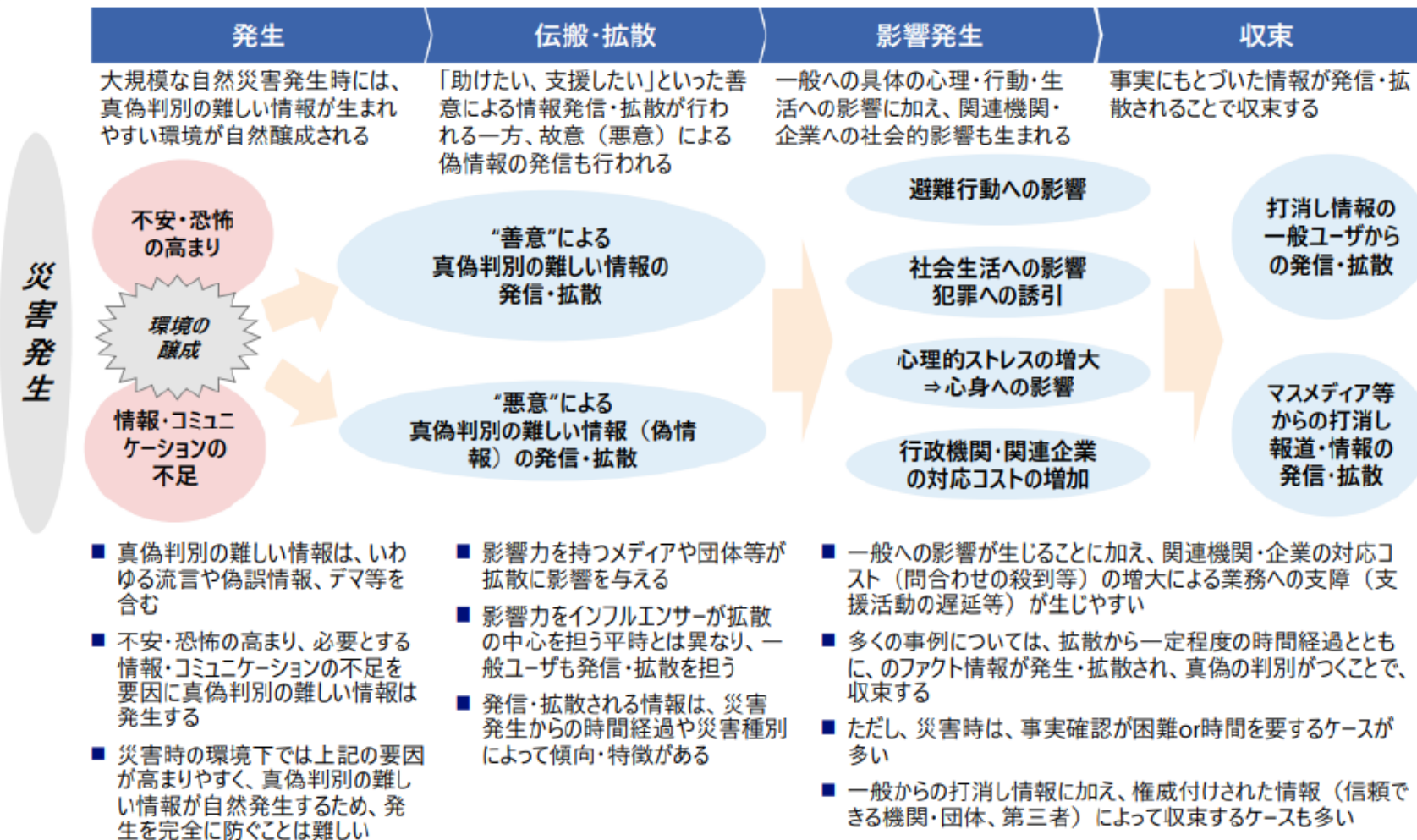
- 穴戸 常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授) **【座長】**
- 山本 龍彦(慶應義塾大学大学院法務研究科教授) **【座長代理】**
- 生貝 直人(一橋大学大学院法学研究科教授)
- 石井 夏生利(中央大学国際情報学部教授)
- 越前 功(国立情報学研究所情報社会相関研究系教授)
- 江間 有沙(東京大学国際高等研究所東京カレッジ准教授)
- 奥村 信幸(武蔵大学社会学部教授)
- 落合 孝文(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士)
- クロサカ タツヤ(慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授)
- 後藤 厚宏(情報セキュリティ大学院大学学長)
- 澁谷 遊野(東京大学大学院情報学環准教授)
- 曾我部 真裕(京都大学大学院法学研究科教授)
- 田中 優子(名古屋工業大学大学院工学研究科基礎類教授)
- 増田 悦子(公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長)
- 水谷 瑛嗣郎(関西大学社会学部メディア専攻准教授)
- 森 亮二(英知法律事務所弁護士)
- 安野 智子(中央大学文学部教授)
- 山口 真一(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授)
- 山本 健人(北九州市立大学法学部准教授)
- 脇浜 紀子(京都産業大学現代社会学部教授)

※ その他、関係団体や関係省庁がオブザーバとして参加

進め方

- 構成員発表
- 関係者ヒアリング：対策団体、PF事業者、広告関係、メディア、政府機関・地方公共団体、ファクトチェック団体
- 基本理念
- ステークホルダーに期待される役割・責務
- 具体的な方策
- マルチステークホルダーによる取組集
- 詐欺対策、偽広告
- ワーキンググループにおける制度的対応の検討
- とりまとめ

災害時における真偽判別の難しい情報の伝搬プロセスと特徴・傾向

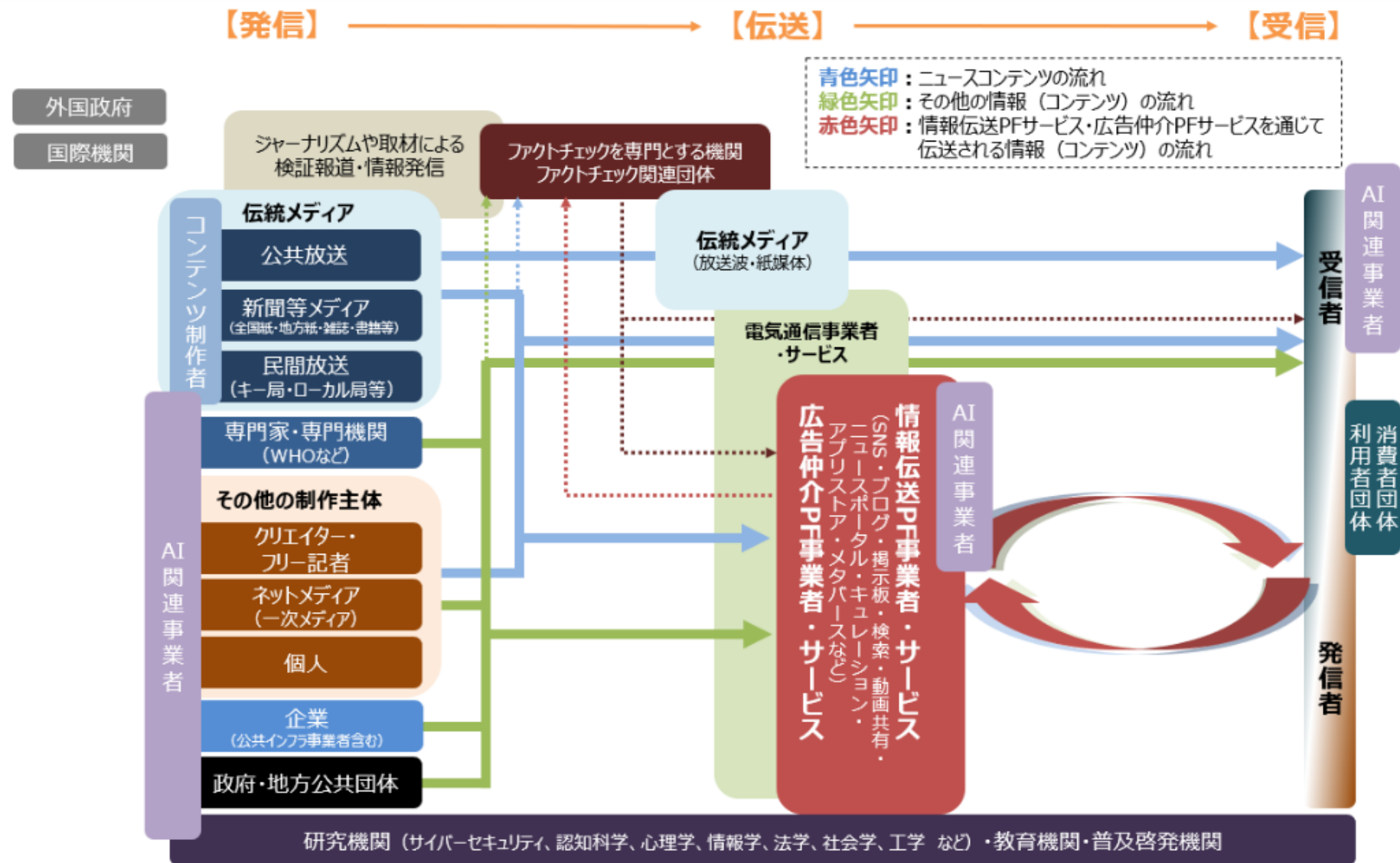


7 令和6年能登半島地震関連の偽・誤情報の流通・拡散への対応状況

- ✓ 投稿の削除・非表示やアカウント停止等を実施した日本国内における全体の件数について、一部の事業者から回答あるものの、ほぼ全ての事業者において、投稿の削除等のモデレーション等を行った日本国内における全体の件数が不透明。
 - ✓ ファクトチェック機関により明確に誤りとされていることを根拠として削除を実施した件数について、一部の事業者から回答はあるものの、ほぼ全ての事業者は、投稿の削除等のモデレーション等におけるファクトチェック機関との連携や削除等を実施した件数が不透明。
 - ✓ 偽・誤情報の流通・拡散への対応について、チーム編成や特別な対策等による震災関連投稿のパトロール・モニタリングの強化、危機管理プロトコルによる対応、最新情報まとめページや特設ページの作成、警鐘を鳴らすトピックや図解の掲載、地震関連のデマの打ち消しのトピックスの作成、専門家やジャーナリストによる注意喚起や記事の紹介、キー局のライブ配信、ローカル局や地方新聞が運営するチャンネル等の信頼できる情報を見つけやすくする施策、偽情報に関する注意喚起の掲載・若年層向けの啓発動画キャンペーンの紹介、自治体や政府機関との連携など、一部の事業者においては平常時以上に強化。他方、多くの事業者において、既存人数で対応可能等、今回の能登半島地震では平常時以上に対応を強化せず、また、今後の対応についても強化する予定はないこと等、災害時における偽・誤情報の流通・拡散に対する今後の対応強化は不透明。
 - ✓ ステークホルダーとの連携・協力について、業界団体（SMAJ）において他事業者と連携した注意喚起、ファクトチェック機関との連携、民間の気象関連機関との連携による情報発信、内閣府・総務省・警察庁や地方自治体との連携等を実施した事業者はあるものの、多くの事業者において、災害時における偽・誤情報の流通・拡散に対する今後の関係機関等との連携状況は不透明。
- ⇒ 日本国内の災害時における情報流通の健全性、ひいては権利侵害・社会的混乱その他の実空間や個人の意思決定の自律性に与える影響・リスクの適切な把握と対応等について、投稿の削除等のモデレーション等の対応件数やステークホルダーとの連携・協力等という全体的な傾向に関する観点、そして、ファクトチェック機関や伝統メディアとの連携等という個別具体的な場面に関する観点の両面において、日本国内における事業者の取組状況及びその透明性・アカウントビリティの確保が不十分。

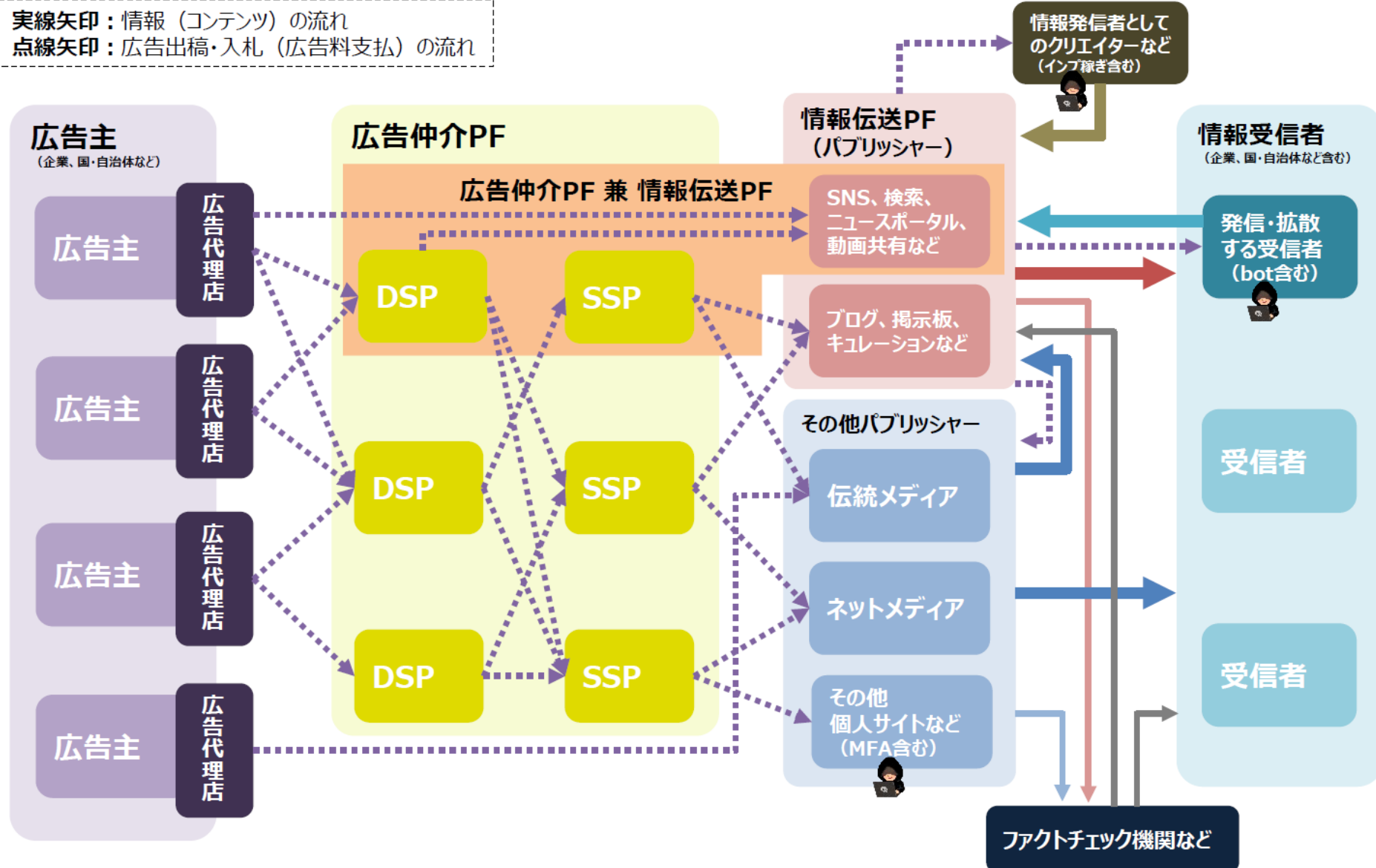
状況認識と基本理念

デジタル空間における情報流通の全体像（現状）



<事務局作成>

実線矢印：情報（コンテンツ）の流れ
点線矢印：広告出稿・入札（広告料支払）の流れ



(出典) デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 資料11-1

制度的な対応について

基本的な考え方

- ◆ サイバーセキュリティやプライバシー等の関連分野を踏まえた社会全体で対応する枠組み
- ◆ 信頼性のある情報の流通促進と違法・有害情報の流通抑制の両輪による対応
- ◆ 個人レベルとシステムレベルの両面及び相互作用による対応
- ◆ プレバンキングとデバンキング※の両輪による対応

※ プレバンキング：偽・誤情報等が流通・拡散する前の備え（リテラシー向上等）

デバンキング：偽・誤情報等が既に流通・拡散した状況での事後対応（ファクトチェック等）

- ◆ 流通・拡散する情報とそれに付随するデジタル広告への信頼性に対する相互依存関係を踏まえた対応

総合的な対策

1 普及啓発・リテラシー向上

- ① プレバンキングの効果検証等有効な方法及び取組の推進
- ② 普及啓発・リテラシー向上に関する施策の多様化
- ③ マルチステークホルダーによる連携・協力の拡大・強化

2 人材の確保・育成

- ① 検証報道等の信頼性のある情報を適時に発信する人材
- ② コンテンツモデレーション人材
- ③ リテラシー向上のための教える人材

3 社会全体へのファクトチェックの普及

- ① ファクトチェックの普及推進
- ② ファクトチェック人材の確保・育成
- ③ 関連するステークホルダーによる取組の推進

4 技術の研究開発・実証

- ① 偽・誤情報等対策技術
- ② 生成AIコンテンツ判別技術
- ③ デジタル広告関連技術

5 国際連携・協力

- ① 普及啓発・リテラシー向上・人材育成の国際連携・協力
- ② 偽・誤情報等対策技術の国際標準化・国際展開の推進
- ③ 欧米等とのバイやG7・OECD等とのマルチ連携・協力の推進

6 制度的な対応

- ① 情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応
- ② 情報伝送PFサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減
- ③ マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組みの整備
- ④ 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保
- ⑤ 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた健全性確保

1 情報伝送PF事業者による偽・誤情報への対応

偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション※の実効性確保策として、大規模な情報伝送PF事業者を対象とした次の方策を中心に、制度整備も含め、具体化を進めることが適当。

※特定のコンテンツの流通・拡散を抑止するために講ずる措置（情報削除、収益化停止等）。

①違法な偽・誤情報に対する対応の迅速化

- ・行政法規に抵触する違法な偽・誤情報に対し、行政機関からの申請を契機とした削除等の対応を迅速化（窓口整備、一定期間内の判断・通知 等）
- ・ただし、前提として、行政機関による申請状況の透明性確保等が不可欠

②違法な偽・誤情報の発信を繰り返す発信者への対応

- ・特に悪質な発信者に対する情報の削除やアカウントの停止・削除を確実に実施する方策について、その段階的な実施を含め具体化

③違法ではないが有害な偽・誤情報に対する対応

- ・違法ではないが有害な偽・誤情報への対応は、影響評価・軽減措置の実施を求める枠組みの活用を含め、事業者による取組を促す観点が重要
- ・こうした取組の実効性を補完する観点から、情報の可視性に直接の影響がないコンテンツモデレーション（収益化停止等）を中心とした対応について、迅速化や確実な実施を含め、利用者の表現の自由の保護とのバランスを踏まえながら具体化

④情報流通の態様に着目したコンテンツモデレーションの実施

- ・送信された情報の内容そのものの真偽に着目せず、情報流通の態様に着目してコンテンツモデレーションを実施する方策について具体化

⑤コンテンツモデレーションに関する透明性の確保

- ・基準や手続の策定・公表、人員等の体制に関する情報の公表 等

2 情報伝送PFサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減

①情報伝送PF事業者による社会的影響の予測・軽減措置の実施

- ・情報伝送PF事業者のビジネスモデルがもたらす将来にわたる社会的影響を事前に予測し、軽減措置を検討・実施（サービスアーキテクチャの変更 等による対応）

②特に災害等における影響予測と事前の軽減措置の実施

3 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組みの整備

- ① **連携・協力の目的**（行動規範の策定・推進、軽減措置の検証・評価 等）
- ② **協議会の設置**
- ③ **協議会の役割・権限等**

4 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保

- ① **広告事前審査の確実な実施と実効性向上**
 - ・審査基準の策定・公表、審査体制の整備・透明化、本人確認の実施等
- ② **事後的な広告掲載停止措置の透明性の確保**
 - ・基準や手続の策定・公表、人員等の体制に関する情報の公表 等
- ③ **事後的な広告掲載停止措置の迅速化**
 - ・外部からの申請窓口の整備・公表、一定期間内の判断・通知 等
- ④ **事後的な広告掲載停止措置の確実な実施**

5 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた健全性確保

- ① **広告主・代理店による取組促進**（経営陣向けガイドライン等の策定）
- ② **広告仲介PF事業者による取組促進**

表現の自由
への制約

小

大

コンテンツモデレーションの主な類型		概 要
コンテンツモデレーション	可視性への影響	
①発信者に対する警告表示	影響なし	不適切な内容を投稿しようとしている、又は直近で投稿したことが判明している旨の警告を表示する措置（投稿自体は可能）
②収益化の停止	影響なし	広告を非表示にしたり、広告報酬の支払いを停止することにより、収益化の機会を失わせる措置
③可視性に影響しないラベルの付与	影響なし	情報発信者の信頼性等を見分けるためのラベルを付与する措置（本人確認を行っていない利用者の明示等）
④可視性に影響するラベルの付与	一部影響あり	情報の信頼性等を見分けるためのラベルを付与する措置（ファクトチェック結果の付与等）
⑤表示順位の低下	一部影響あり	投稿された情報を、受信者側のおすすめ欄等の表示候補から外したり、上位に表示されないようにする措置
⑥情報の削除	影響あり (可視性ゼロ)	投稿された情報の全部又は一部を削除する措置（新規投稿等は可能）
⑦サービス提供の停止・終了、 アカウント停止・削除	影響あり (可視性ゼロ)	サービスの一部から強制退会、又はその一部の利用を強制終了し、新規投稿等をできないようにする措置 アカウントの一時停止又は永久停止（削除）を実施する措置

⑧信頼できる情報の受信可能性の向上（いわゆるプロミネンス）

検討会後の議論状況について

コンテンツモデレーション実施に向けた慎重な検討の必要性

- 違法性のない情報に対するモデレーションに関しては、表現の自由を尊重しつつ、各プラットフォームのサービスの特性や利用規約に基づいて、柔軟な対応がなされるべき。また、投稿者の表現の自由を過度に制限したり、プラットフォームの裁量を狭めるような方策は、憲法上の権利を侵害する可能性があり、慎重な検討が必要。【AICJ】
- 行政庁からのモデレーションの要請については、実質的には削除を求められることから、それが検閲類似の行政庁による表現の自由への制約（事前抑制）とならないよう、極めて慎重な配慮が必要。【Google】
- コンテンツモデレーションの実施要否等の判断に関与する人員等の体制に関する情報の公表に対して、反対。適切なコンテンツモデレーションの在り方はプラットフォームごとに異なる。その上で人員等の体制について評価の方法がないにも関わらず情報開示を求めるのは非常に乱暴な話であり、意味がないどころか、リスクにもなり得る。【X】

協議会に係る制度設計に向けた慎重な検討の必要性

- マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関しては、その構成員、役割、権限等についての透明性確保とともに、同協議会の活動が、デジタル情報空間における表現の自由を不当に侵害しないよう慎重な制度設計を要望。【民放連】
- 民産学官のマルチステークホルダーによる取組が、政府による制度設計の下で実施されることに強い懸念。言論の自由への政府による介入を想起させるとともに、そのような枠組みが今後政府によるファクトチェックを推進するための枠組みとして利用されることはないか、措置の目的や必要性、設計の在り方から慎重に議論をすべき。【新経連】

広告の質の確保に向けた法制化の妥当性

- 結論ありきで性急に法制化を進めるのではなく、オンライン広告の配信の仕組みなどについて丁寧に情報収集を行い、広告事業の実態を踏まえた慎重な検討をするべき。関係省庁とも適切に連携を図るべき。【LINEヤフー】
- 広告審査体制の透明化について反対。プラットフォームごとにプロダクト・サービスが異なり、必要な体制が異なる。評価することのできない状況で誰しもアクセスできる情報として開示することは、リスクを増大させる。【X】
- 営利広告が制約の余地が大きいということの根拠については議論の余地がある、という指摘には賛同し、慎重な議論が求められるべき。【スマートニュース】

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」構成員一覧

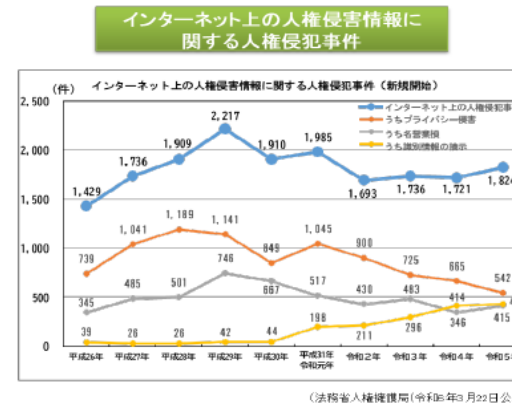
(敬称略、五十音順)

【構成員】

生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
上沼 紫野	LM 虎ノ門南法律事務所 弁護士
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山口 真一	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

現状

- デジタル空間において、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通は依然深刻な状況。また、生成AI等の新しい技術やサービスの進展及びデジタル広告の流通に伴う新たなリスク等、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題が生じている。
- デジタル空間における違法・有害情報の流通については、第213回国会において改正された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「**情報流通プラットフォーム対処法**」という。）」により、大規模なプラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置が義務付けられることとなった。



本検討会の役割

- 情報流通プラットフォーム対処法の早期施行を目指し、検討を要する点について議論を行う。また、施行後、その運用状況を注視し、適時適切に見直しを行う。
- 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」（令和6年9月10日とりまとめ公表）で提言された制度的な対応を更に深掘りし、必要な制度整備などを検討する。
- デジタル広告の流通に伴う課題についても検討する。

情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、施行日政令の策定のほか、下記**省令・ガイドライン**を**策定**することを予定。

規定を予定している事項

① 省令

大規模特定電気通信役務提供者の指定要件、「送信防止措置の実施に関する基準」の事前周知期間の明確化、運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目等。

② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、侵害情報調査専門員の具体的な要件等。

③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。

情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示することにより、

- **どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、**
- **大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示する。**
- あわせて、第28条に基づく運用状況の公表に当たり、可能な限り、**申出の受付件数等をガイドラインの分類に基づいて区分**することを求める。

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合（権利侵害情報）

1-1. 対象となる権利・利益

- ・ 名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏、肖像権、氏名権、パブリシティ権、著作権及び著作隣接権、商標権、営業上の利益について、どのような場合に各権利・利益の侵害が成立するかを明確化し、関連する裁判例もあわせて掲載する。

1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- ・ 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合として、「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」及び「条理上の義務があると認められる場合」を規定する。

2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合（法令違反情報）

2-1. 対象となる情報

- ・ わいせつ関係、薬物関係、振り込め詐欺関係、犯罪実行者の募集関係、金融業関係、消費者取引における表示関係、銃刀法関係、その他の区分に基づき、関係法令を分類するとともに、どのような情報を流通させることが各法令に違反するのかを具体的に示す。

2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- ・ 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を規定する。

- **総務省では、令和6年6月21日に、SNS等を提供する大規模事業者（※）に対して、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について要請を実施。**
- **今後、各事業者の対応状況についてヒアリングを実施予定。**

※ Meta Platforms, Inc.に対して、対応の実施を要請するとともに、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）を通じて、SNS等を提供する大規模事業者に対して、対応の実施を要請。

広告出稿時の事前審査等に関する対応

- ① **審査基準の策定・公表等**
 - ・ 広告の事前審査基準を策定・公表するとともに、当該基準を含め、利用規約等を踏まえた適正な対応を行うこと。
- ② **自社が提供するSNS等におけるなりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態等を踏まえた審査の実施**
- ③ **事前審査体制の整備**
 - ・ 特に、日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者を十分に配置するなど、事前審査体制を整備し、その整備状況を公表すること。
- ④ **被害者から通報があった場合の事前審査の強化**
- ⑤ **広告主の本人確認のプロセスや実効性の検証・強化**

広告流通後の削除等に関する対応

- (1) **利用規約等を踏まえた適正な削除対応**
- (2) **削除対応の迅速化及び運用状況の透明化**
 - ① 削除申出を受け付ける方法の整備・公表
 - ② 削除等の対応に当たる人材として、日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者の十分な配置
 - ③ 事前審査体制の整備
 - ④ 削除等の実施に関する基準の策定・公表
 - ⑤ 削除の申出件数及び実施件数、アカウント停止の申出件数及び実施件数並びに削除等の対応に当たる人的・技術的体制（特に、削除等の対応に当たる人材のうち日本語を理解する者の人数）の公表

SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応に関する事業者ヒアリング総括（24/11/11）

【評価】

- デジタル広告の事前審査がシステムと人の目の組み合わせにより実施されている現状や、SNS 型投資詐欺の被害が依然として高止まりしている状況を踏まえれば、プラットフォーム事業者が日本語や日本の文化的背景を理解した人員を含む事前審査体制を構築した上で、どのような能力を有する人材を具体的に何人配置しているのか等に関する情報を公開し、利用者や広告主が確認できるようにすることが重要。

デジタル広告の事前審査体制の整備状況に関する情報が提供されることは、利用者や広告主が各社によって提供される SNS 等のサービスを利用するか否かを判断する上での要素となり得るところ、利用者や広告主の予見性を高める観点からは、広告の審査体制について、日本語及び日本の文化的背景を理解した人員の配備状況のほか、システムによる自動的な対応及び手動的な対応のそれぞれを含む審査体制の整備状況についても、定量的指標の公開を含める形で当該体制の実効性を説明することが重要。

【評価】

- なりすまし型「偽広告」をはじめとする不当な広告に関して、技術的な手段も含む削除等の体制及び実施状況に関する情報が明らかになることは、利用者や広告主がサービスを利用するか否かを判断するための要素となり得るところ、削除の申出件数及び実施件数、アカウント停止の申出件数及び実施件数、削除等の対応に当たる人的・技術的体制について公開されていないことは、透明性確保の観点から不十分であり、今後の公開が進められることが重要。

地方自治・行政への含意

健全性検討会報告書

1. 都道府県取組

都道府県においても様々な取組が行われている。例えば、令和6年能登半島地震に関する偽・誤情報等について、X（旧 Twitter）で石川県知事により、総務省 SNS にて実施した注意喚起を引用しつつ、「能登半島地震に関する情報は、県の特設ページをご覧ください。」と注意喚起が実施されている³³。

本検討会においては、鳥取県から、次の取組が紹介されている。

- 「偽・誤情報拡散による混乱や被害から県民を守るための新たな取組」を実施している。県庁 DX（デジタル業務改革）に有効なデジタルツールとして、AI 音声認識、AI チャットボット、定型作業の自動化を目的とした RPA ロボットなどを導入し、2023 年 2 月には、汎用生成 AI の活用に向けた情報収集と有効性検証を開始した。
- また、生成 AI を含む先端技術の活用やインターネット社会の急速な進展により、効率性や利便性が向上する一方で、民主主義の根幹が揺らぎかねないリスクが高まっている状況に対して、地方自治体として、民主主義や地方自治の本旨を踏まえ、どう向き合うべきかをテーマに、2023 年 9 月 15 日に「先端技術と民主主義のあり方を考える研究会」を設置し、2024 年 4 月 26 日には、自治体における倫理面の向き合い方を取りまとめた研究会報告書を公表、共通する重要な視点を整理した「自治体デジタル倫理原則」を提言した。
- この議論も参考に、令和6年度の新規事業として、令和6年秋には、偽・誤情報のリスクから県民や地域の安心・安全を守るための対応チーム「フェイク情報対応実証チーム」を立ち上げる予定であり、その準備組織として「フェイク情報対応ワーキングチーム」を2024年5月7日に立ち上げ、課題や対策の検討を進めている。県が保有する情報と照らし合わせ、必要に応じ、安心情報・注意喚起情報を発信する予定である。



< 「Think! 都城」サイトの「メディアリテラシー」のページ³⁴ >

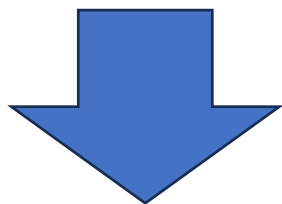
健全性検討会報告書

（２）地方公共団体に期待される役割・責務

- ・ 情報発信主体の一つとして、地域内外への効果的な発信の実施と発信の信頼性向上に向けた体制を確立すること
- ・ 誹謗中傷、海賊版、違法アップロードや偽・誤情報等の違法・有害情報の流通・拡散に対し、利用者団体・消費者団体等と連携・協力して対応するとともに、主に警察当局において、法と証拠に基づき迅速かつ確実に対応すること
- ・ 情報伝送 PF 事業者や広告仲介 PF 事業者をはじめとする民間部門との間で、偽・誤情報等の流通への対応に関して適切なコミュニケーションを行い、その透明性・アカウントビリティを確保すること
- ・ 情報伝送 PF 事業者や広告仲介 PF 事業者をはじめとする民間部門による取組について、リテラシー向上に向けた教育・普及啓発、認知度向上等のファクトチェックの推進、人材育成の推進等を通じ、支援すること
- ・ デジタル広告の広告主の一つとして、アドフラウド対策やブランドセーフティ確保を通じ、デジタル空間における情報流通の健全性に与える影響・リスクを認識した上で、広告費の支出に関するリスク管理・ガバナンスを確保すること

放送に期待される役割・機能と放送規律

- 実体的規律：番組準則と番組編集の自律
- 手続・組織的規律：番組基準の策定、番組審議機関
- 上記規律により放送に期待される役割・機能が発揮されることを前提に、伝送路の確保
- 基幹放送：基幹放送普及計画、あまねく責務



デジタル空間において「放送」が果たすべき
役割・機能との関連での追加

- いわゆるプロミネンス
- 著作権処理
- 多元性確保、NHKの協力義務
- 新たな論点

デジタル放送検討会第3次取りまとめ（2025/12/10）

（3）放送概念が将来的に向かっていくと考えられる方向

我が国においては、デジタル時代においても、放送の社会的な役割に対する期待が大きい一方で、情報の伝送手段が多様化し、放送の技術的な特性は相対化している。また、多様化した情報の伝送手段の間において整合的な制度や対等な経営環境が必ずしも実現していない現状があるといった指摘があった²¹。

こうした中で、放送制度やその中の放送概念²²は、諸外国の動向も参考にしつつ、放送の将来像を見据えながら見直すべきものから見直していく必要があります、将来的には、社会基盤として維持する意義のある放送の社会的な役割を基礎として、多様な伝送手段によりその役割がより良く果たされるように再構成される方向に向かっていくと考えることは可能である。

3. 放送の担い手になることで認められる効果として考えられるもの

仮に放送制度やその中の放送概念が放送の社会的な役割を基礎として再構成されとしても、現行制度における基幹放送とは異なり、その社会的な役割を担うべきものが伝送路の優先的な確保を必要とするとは限らない。また、これに対しては、自主自律を基本とする一定の編集責任が果たされることを前提として、伝送路を優先的に確保し、計画的な普及を図り、そのことが寡占性、ひいては経営基盤となる基幹放送の規律の構造をそのまま当てはめることはできない。

この点に関して、本検討会の構成員からは例えば以下のような意見が示された。

- ・ 現行の基幹放送の規律の枠組みを踏襲するのであれば、過渡的には、従来の放送概念における放送の担い手のうち、インターネット上でも放送の社会的な役割を自ら積極的に担おうとする者を対象として、自主自律を基本とする一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る既存の規律の構造を応用していくことになると考えられる。また、将来的には、従来の放送概念における放送の担い手であるかどうかを問わず、インターネット上で放送の社会的な役割を自ら積極的に担おうとする者を対象として、上記の既存の規律の構造を応用していくことになると考えられる。
- ・ 経営基盤の確保は、周波数の割当てや寡占性の創出に限らず、例えば、放送の社会的な役割を担う者をその編集責任に見合う何らかの形で優遇することによっても図ることが可能と考えられる。
- ・ 優遇措置としては、例えば、プロミネンス（プラットフォーム上で情報を目立たせ、アクセス機会を確保する措置）、権利処理、視聴データの取扱い、なりすましによる被害からの回復、放送の二元体制の下でのNHKとの協力などが考えられる。

本検討会におけるこうした議論を踏まえれば、放送の社会的な役割を基礎とする放送概念を検討する上では、一定の編集責任が果たされることを前提として経営基盤の確保を図る観点から、放送の社会的な役割の担い手をその編集責任に見合う形で優遇することなどの効果についても議論を深めていく必要がある。

AI戦略会議・AI制度研究会中間取りまとめ（24/12/26）

AIのもたらし得るリスクの例	具体事例・想定ケース	主要法令等
AIへの秘密情報の入力	外部のAIサービスに企業の秘密情報を入力し情報が漏洩	不正競争防止法、民法（契約） ※2024年2月「秘密情報の保護ハンドブック」においてAI利用時の留意点を整理（経済産業省）
AIの開発・学習及び生成・利用の過程で他の者の著作権の侵害	特定の漫画・アニメのキャラクター等のイラストに類似した画像を生成する目的での学習や、そうしたイラストに類似する画像の生成・利用	著作権法 ※2024年3月「AIと著作権に関する考え方について」を公表し、解釈を明確化（文化庁）
AIの開発・利用の過程で他の者の産業財産権の侵害	他者の登録商標を学習して、登録商標と同一又は類似の商標を作成し、その指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務について使用	意匠法、商標法 ※2024年5月「AI時代の知的財産権検討会中間とりまとめ」を公表し、法的ルールの考え方を整理（AI時代の知的財産権検討会）
AIの開発・利用の過程でのプライバシー侵害・個人情報保護違反	本人の同意なしに個人情報を含むデータをAI学習に利用	憲法（プライバシー権、パブリシティ権）、個人情報保護法 ※2024年6月「個人情報保護法 いわゆる3年ごとの見直しに係る検討の中間整理」を公表し、AI利用時の論点を整理（個人情報保護委員会）
AI搭載製品の誤作動	自動運転車が誤作動により生命・身体に安全に影響	道路運送車両法、薬機法、労働安全衛生法、民法（不法行為等）、製造物責任法、自動車損害賠償保障法、国家賠償法
ディープフェイク（AIで合成した肖像・声等の悪用）	本人の同意なしに個人の画像をボロノその他の性的な画像に合成し拡散する行為や、AIにより有名人・知人になりすました音声通話による詐欺	民法（人格権・不法行為）、刑法（脅迫罪、名誉毀損罪、わいせつ物頒布等罪、詐欺罪、偽計業務妨害罪等）、児童ポルノ禁止法
バイアス（差別・偏見）の助長	不適切なAIによる採用や選考に関する判断の実施	ヘイトスピーチ解消法、雇用関係法令、民法、個人情報保護法、障害者差別解消法、部落差別解消法
偽・誤情報による情報操作	立候補者に関する偽情報をAIで作成し、SNS等で拡散し選挙を妨害	民法（人格権・不法行為）、刑法（名誉毀損罪）、行政法規、公職選挙法、情報流通プラットフォーム対処法（権利侵害情報）
国民の権利利益の侵害	AIの誤った判断で個人が行政サービスを受けられない等不利益を被る可能性	憲法（適正手続）、行政手続法
ウイルスの作成等のサイバー攻撃	生成AIを悪用しコンピュータウイルスを作成	刑法（不正指令電磁的記録に関する罪）、不正アクセス禁止法
ハルシネーション（AIが虚偽の情報を作成）	生成AIが虚偽の情報を作成し利用者を誤解させる	民法（不法行為、契約）
環境負荷の増大	AI開発過程での電力需要等の増大に伴うCO2排出量増大	地球温暖化対策の推進に関する法律
人間とAIの負の相互作用	AIとの対話にのめり込んだ人が人生に悲観して自殺	なし
AGIが制御不能になる懸念	人間がAGIを制御不能になり社会混乱を引き起こす可能性	なし

※AI事業者ガイドライン（第1.01版）において、上記リスクの複数について記載があり、10個の共通の指針（人間中心、安全性、公平性、プライバシー確保、セキュリティ確保、透明性、アカウンタビリティ、教育・リテラシー、公正競争の確保、イノベーションの促進）の下にその対応の在り方について示している。

1. 全般的な事項

生成 AI のような AI は汎用性が高く、様々な分野で利用されており、リスクへの対応も様々である。個人情報や著作権の取扱い、偽・誤情報への対応といったリスクへの対応にあたっては、既存法等を中心とする対応が前提であるが、AI については横断的な対応が必要なケースもあるため、全体を俯瞰する政府の司令塔機能の強化、戦略の策定、また、安全性の向上のため、透明性や適正性の確保等が求められており、必要に応じて制度整備することが適当である。

その他、透明性や適正性確保のため、電子透かし⁷や来歴証明⁸等による技術的な対応も重要である。関連して、2024 年 9 月には、総務省のデジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会において、偽・誤情報等について、AI が生成した情報であるか否かを判断する技術や、情報コンテンツ、その発信者の信頼性等を確保する技術等の研究開発や社会実装を進めていくことが重要であるとし、政府に対する具体的な方策を提言している。

図3 AIのもたらし得るリスクの例に関する整理

- 携帯電話等に係る位置情報について、大規模災害等緊急時の救助活動における活用に対する需要を踏まえ、総務省の有識者会議※での議論に基づき、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」の改正を実施。（平成25年9月）※緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会
- 具体的には、要救助者に重大な危険が切迫しており、要救助者を早期に発見するために位置情報の提供を受けることが不可欠であると認められる場合、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関（以下「救助機関」という。）からの要請に基づき、携帯電話事業者は、位置情報（GPS位置情報及び携帯電話端末の基地局位置情報）を取得・提供することが可能。

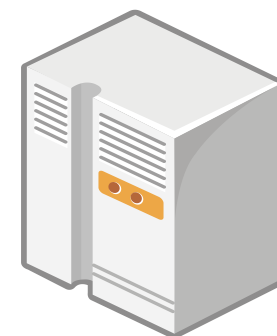
救助機関



①位置情報の取得について要請

②位置情報を取得・提供

携帯電話事業者



位置情報



基地局情報



GPS



位置情報の取得に係る要件

- 業務上の必要に応じた取得（正当業務行為）※1
- 他の機関からの要請に応じた取得

➤捜査機関の要請（裁判官の発付した令状）の場合

➤緊急避難の要件充足する場合（救助を行う機関）※2

- ※1 携帯電話で通信を行うために基地局の位置情報を取得する行為
- ※2 警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの客観的事実に基づく相当な理由のある要請
 - ① 要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫
 - ② 要救助者を早期に発見するためにその者に係るGPS位置情報を取得することが不可欠

能登半島地震での対応及び課題

- 本年1月の能登半島地震において、消防庁は、石川県災害対策本部が公表した安否不明者リスト※¹に基づき、携帯電話事業者（MNO4社）に公表されている氏名、住所等から電話番号を検索してもらった上で、位置情報※²提供の要請を実施。

※¹ なお、安否不明者名簿をもとに電話番号を検索の上位置情報を提供した前例はない。

※² GPS位置情報及び基地局位置情報

- 上記について、次のような課題が挙げられたところ、2月末から、一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）の会議において、携帯電話事業者（MNO4社）、総務省、消防庁、内閣府（防災担当）が、課題の整理及び対応方針について議論を行った。

- ① **GLに規定する要請者について**：要請者に地方公共団体の災害対策本部は含まれるか
- ② **要救助者の考え方**：地方公共団体が作成する名簿の扱い等について
- ③ **過去の位置情報について**：携帯電話の電源が入っていない場合等は過去の位置情報の提供が可能か

検討結果の概要（以下の整理に当たっては、憲法学者、弁護士等の複数の有識者への確認を実施）

① 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（GL）に規定する要請者について

災害対策基本法及び実働部隊との緊密な連携があるとの実態を踏まえ、GL（救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関）に規定する「その他これに準ずる機関」に、**地方公共団体の災害対策本部**が含まれることとする。

② 要救助者の考え方

要救助者に該当するかどうかの専門的な判断が可能な救助機関※³において、安否不明者の名簿※⁴から位置情報の取得が必要な要救助者を絞り込んだ場合には、**安否不明者の名簿を活用した位置情報の取得・提供について可能**とする。

※³ 救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関

※⁴ 市町村が住民基本台帳と被災情報を突合した被災世帯情報をもとに、避難所問合せ等による安否確認を行った情報や、安否不明者本人、家族、知人等からの安否情報等を反映し、作成されたもの（防災分野における個人情報の取扱いに関する指針 内閣府（防災担当））

③ 提供する位置情報の範囲

携帯電話の電源が入っていない等**現在の位置情報を取得できない場合**においては、救助機関に対して、**過去の位置情報を提供することができる**。ただし、相当程度の期間が経過した位置情報については提供しないものとする。

その他、災害時においては、携帯電話番号が不明の場合であっても、氏名・住所等で要請が可能。

- ① 誰が（要請主体）：警察、海上保安庁、消防、**地方公共団体災害対策本部** 等
- ② どのような者の：要救助者（**安否不明者名簿**を活用し救助機関が要救助者を絞り込んだ場合も可）
- ③ どのような位置情報：現在の位置情報、不明な場合は**過去の位置情報**

救助機関

救助を行う警察、海上保安庁又は消防
その他これに準ずる機関

警察



海保



消防

**追加**地方公共団体
災害対策本部

等

位置情報提供要請

位置情報提供

追加

要救助者の名簿



携帯電話事業者

追加

電話番号特定



位置情報検索



現在の位置情報

追加 ↓ **不明時**

過去の位置情報

電話番号不明

氏名・住所等の情報
により電話番号特定

位置情報検索



現在の位置情報



過去の位置情報

不明時

① 災害対策基本法の規定、実働部隊との連携を踏まえ「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」上問題ないことを確認

② 「安否不明者の名簿」※をもとに救助機関が要救助者を絞り込んだ場合も可能。

※被災世帯情報をもとに、避難所問合せ等による安否確認を行った情報等を反映し、作成されたもの「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」

③ 現在の位置情報を取得できない場合は、過去の位置情報※を提供することが可能。

※その場に留まっている蓋然性が高いと考えられる期間であり、救助機関による救助が行われている期間の位置情報。

ご清聴ありがとうございました。